

## し尿収集運搬業務について

## 将来のし尿収集運搬業務の見込み

<予測の前提条件>

- ・令和 23 年度に下水道整備が完了し、下水道接続率が 100%となった場合の見込みとする。
- ・住宅の新築や取り壊し、空き家化などの自然増減とくみ取りから浄化槽への転換は加味しないものとする。
- ・委託範囲は令和 2 年度から変更がない場合の想定とする。

## (1) し尿収集運搬の対象箇所

	令和 2 年度現在登録数	下水道転換予測数	下水道接続完了後残数
A 社	609 箇所	324 箇所	285 箇所
B 社	0 箇所	0 箇所	0 箇所
C 社	525 箇所	260 箇所	265 箇所
合計	1,134 箇所	580 箇所	550 箇所

## (2) 委託業務を実施するための考え方

- ・収集量に関わらず収集車両 1 台を維持するために必要となる稼働車両と乗車人員、予備車、業務管理に必要な人員や経費を全て計上し委託業務の専用車両として委託するため、許可業務との車両併用は認めない。
- ・安定的な収集を維持するため複数社による体制確保が必要（最低稼働車両 2 台）。

## (3) 将来の業務見込み

	収集件数 A (見込み)	収集可能件数 (稼働 2 台)	稼働率	委託費 B	1 件あたりの経費 B / A
令和 2 年度	9,360 件/年	10,296 件/年 (5,148 件×2 台)	90%	82,000 千円	8,760 円
下水道整備後	4,400 件/年		42%		18,636 円

令和 2 年度の 1 箇所あたりの収集回数  $9,360 \text{ 件} \div 1,134 \text{ 箇所} = 8 \text{ 回/年}$

下水道整備後の収集件数  $550 \text{ 箇所} \times 8 \text{ 回} = 4,400 \text{ 件}$

車両 1 台あたりの収集可能件数  $1 \text{ 月あたり } 429 \text{ 件} \times 12 \text{ ヶ月} = 5,148 \text{ 件}$

## (4) 委託業務継続の課題

- ・収集件数の減少に伴い業務効率が悪化する。
- ・収集効率の悪化による 1 件あたりの収集コストが高額となる。
- ・くみ取り利用者と浄化槽利用者で受益者負担が異なる。

## (5) 事業関係者の意見

調査項目・・・し尿収集運搬業務を委託制から許可制に移行しようとする事について

A 社	B 社	C 社
反対	賛成	反対

## ①賛成理由

- ・許可業務であればし尿収集運搬業務を実施できるため。

## ②反対理由

- ・現在の業務量では、委託から許可へ移行しても車両を減車できるほどの効率化に至らない。
- ・260円/18リットルという料金では許可業務の実施が困難であるため。

## (6) 課題の解決方法

## ①許可制へ移行する。

※平成14年から委託業務で実施していた仮設トイレの収集運搬を許可制に移行している。

## 【収集運搬体制】

し尿と浄化槽の業務において車両を併用して収集することにより業務の効率化を図る。

## 【収集運搬料金】

業者が経費に見合った料金を設定する。

## ②委託を継続し、委託方法を変更する。

## 【収集運搬方法】

委託業務と許可業務において車両を併用して収集することにより業務の効率化を図る。

## 【委託料】

条例単価(260円/18リットル)による単価契約とし、収集量の実績に応じて委託料を支払う。

条例単価で委託する場合の委託料は市の歳入と同じく約20,000千円が見込まれる。

## (7) 湖西市の方針(案)

## ①許可制へ移行する。

理由・・・見直し後の収集運搬方法は、①②どちらもし尿と浄化槽の収集で車両併用が可能となり業務の効率化が期待され、業務量が減少しても複数社による収集体制を確保できるため安定的な衛生保持につながる。また、平成14年に委託業務で実施していた仮設トイレのし尿収集運搬業務を許可制に移行している。許可制に移行後の仮設トイレの収集運搬料金は条例の260円/18リットル以内で業者設定により実施していることから業者が経費に見合った料金設定を行うことができる許可制が適していると考えられる。